平成２３年（フ）第３８６号
愛知県豊橋市東田町字北臨済寺65番地15　２―202、従前の住所愛知県豊橋市飯村町字西山25番地の43　406
債務者　中村　富広
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４６号
熊本県山鹿市鍋田2106番地
債務者　吉山　春美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
釧路市旭町４番６号
債務者　三宅　静子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５９号
釧路市中島町５番11号　中村ハイツＣ号
債務者　飯田　ゆり
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８２７号
静岡市葵区平和３丁目14番24号
債務者　福嶋　昭雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７３９７号
東京都江戸川区中央２丁目17―24
債務者　佐藤　正史
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４１０号
神奈川県大和市福田1561―16、住民票上の住所神奈川県大和市西鶴間４丁目８番３号
債務者　大出　佳司
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４１１号
神奈川県大和市つきみ野４丁目１番地２
債務者　西田　清孝
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11―４―505
債務者　麻生　友三
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４号
東京都足立区西新井本町１丁目15―９―301
債務者　長内八千代
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２６９号
東京都狛江市猪方３丁目23―３　２階
債務者　玉木かおり
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４４８号
神奈川県大和市深見西３丁目１番12号
債務者　塚本　智子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１４号
岡山市北区三門東町５番27号　グレースハイツ101号室、旧住所岡山市中区東川原278番地１　グローバル原尾島305
債務者　藤原　浩美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９１号
岡山市中区高島新屋敷367番地12
債務者　竹内　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９号
沖縄県沖縄市照屋２丁目21番３号　南海アパート101
債務者　仲尾　　陽
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６７２号
東京都昭島市中神町1260番地サンライズ万世
債務者　谷口まゆ子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部